

行財政経営改善戦略(改訂版)において新規追加する取組項目について

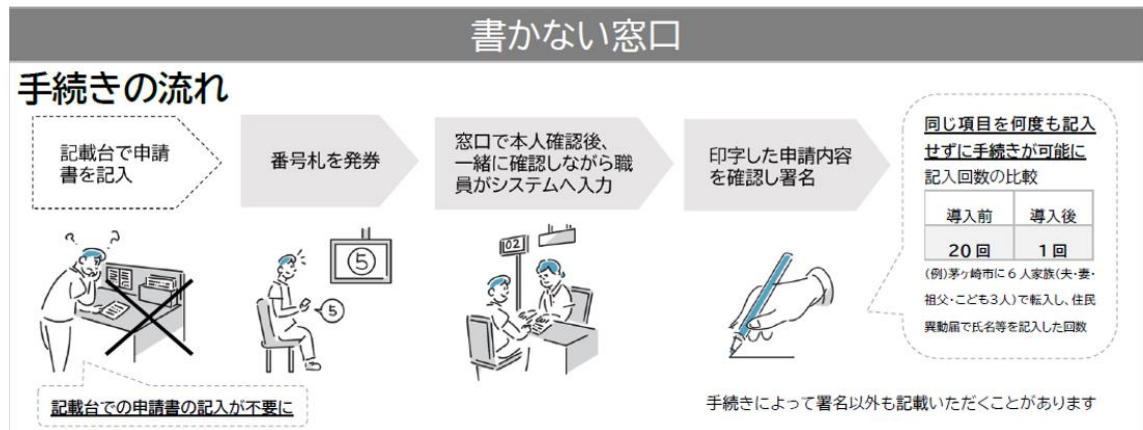
◎本日特にご意見をいただきたい内容

1 経営改善推進方針

- ICT を活用した「行かない窓口」の構築
- ・「書かない窓口」の先を見据えた検討

【現状】

本市では、「市民の利便性向上」、「職員の業務の効率化」に資するため、令和6年1月に「書かない窓口」を導入しました。



(削減時間)

手続きに要する時間は、証明発行では1件あたり平均7分、住民異動では1件あたり平均24分削減しています。

利用者アンケートでも5点満点中4.9点の評価を得ています。

【課題】

・住民票はマイナンバーカードを利用したコンビニ交付も対応しているものの、戸籍謄本などコンビニ交付に対応していない証明書もあり、引き続き窓口での申請が主流となっています。

コンビニ交付で取得できる証明書		その他証明書	
証明書	手数料	住民票記載事項証明書	
住民票の写し	1部300円	全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)	
印鑑登録証明書	1部300円	戸籍の附票の写し	
		身分証明書	
		課税(非課税)証明	
		など…	

- ・コンビニで交付できる証明書の拡大について、令和7年度以降の早い段階でシステムの「標準化」が始まることで、どのように運用されていくことになるかわからないため、現時点で構築した仕組みをルール整備後に再度改修しなければならないリスクがあります。
- ・人口減少などにより、職員のなり手不足が見込まれる中、将来にわたって現状の窓口職員体制を維持することは難しいと考えられます。

【追加取組】

- ・市民の利便性と職員の業務効率化の両側面から、そもそも窓口に来なくても証明書が取得できるような体制を構築する必要があります。
- ・窓口で証明書を発行する場合の手数料とコンビニで交付する場合の手数料に差をつけるなどを検討する必要があります。

■消耗品一括管理の検討

- ・全庁の消耗品を一括で管理することを検討

【現状】

- ・「消耗品」は各課で「事業」に紐づけて予算計上をしています。これにより、「事業」に関する事業費の総額が明確になっています。
- ・なお、予算を抑制するため、全庁で4半期ごとに一括で消耗品を購入する取り組みを行っているところです。

【課題】

- ・全庁的に見ると、同じ消耗品がそれぞれの課に点在しています。そのため、事業費は明確になっていても、実際のところその事業費で購入した消耗品を当該事業に係る業務で使っているかは疑問があります。
 - ・また、事務の手間として、4半期ごとの一括購入以外では都度、発注→納品→支払の事務が生じてしまいます。
 - ・在庫を全庁的に管理、運用するなどして、効率的に消耗品の管理ができるような取組が必要になってきます。
- ※横浜市では、文具類やコピー用紙などを「共通物品」として一括で購入、払出しをしています。

【追加取組】

- ・消耗品の購入、払出しなどを一括で行う体制の構築や保管する場所の確保等を検討する必要があります。

■郵便物の封入作業の内製、一括化の検討

- ・郵便物を発送するまでの効率的な事務フローの確立を検討

【現状】

- ・郵便物を発送する際に、業務の内容によりつつも、少量(おおむね100通以上 1,000通未満)の場合は、発送する文書が完成した後、各課で印刷をし、紙折機にて紙折をしたのちに、職員の手により封入封かんをして郵送しています。
- ・大量の場合は、この一連の流れを事業者に委託しています。
- ・昨年の10月からの郵便料金の値上げがある中で、SMS(ショートメッセージサービス)の活用などにより、そもそもの郵便物を減らす取組をしているものの、法令により郵送することが義務付けられているものなどもあり、一定の郵送は避けられない現状があります。

【課題】

- ・少量の場合、職員又は会計年度任用職員が印刷や郵送業務に、多くの時間を費やすこととなり、誤封入などの人為的ミスも起こりやすい状況です。

※複数の対象者に送付する2種類の文書を組み間違えたまま封かん・発送してしまったことにより、当該文書に記載された対象者氏名等の個人情報が漏えいした。(令和6年度個人情報漏えい事故等の事例より抜粋)

- ・大量の場合、委託費が多額となります。

【追加取組】

- ・封入封かん機の導入を進め、印刷から郵便物発送までの事務を効率的かつ確実に行うようにする必要があります。
- ・封入封かん機の導入については、設置場所や担当職員、庁内運用ルール等について検討する必要があります。

■業務の外部委託や派遣職員の活用検討

・特に窓口業務における活用の検討

【現状】

- ・窓口業務については、基本正規職員と会計年度任用職員が担っています。
- ・業務委託を実施する判断としては、業務量削減と委託料のバランスで委託か直営かを判断しています。
- ・人材派遣については、選挙事務などにおいて一部導入の実績があります。

【課題】

- ・会計年度任用職員については、人件費以外にも労務管理にコストがかかっており、明確な費用対効果を出すことが困難です。

	年		正規職員
	人財派遣	会計年度任用職員	
時給	2,200	1,340	
勤務時間	7.75	7.75	
日数	243	243	
報酬計		2,523,555	
期末・勤勉手当		935,942	
共済組合負担金		179,344	
共済組合負担金（期末手当）		55,242	
社会保険料		263,520	
社会保険料（期末手当）		83,631	
雇用保険料		47,017	
交通費		87,480	
合計	4,143,150	4,175,731	8,500,000
人財派遣との差		-32,581	

※交通費については往復 360 円として算定しています。

※会計年度任用職員は週 5 日、7.5 時間の想定です。

【追加取組】

- ・賃金を抑え、効率的かつその水準を落とすことなく外部委託や派遣職員の活用を推進する取組が必要となります。
- ・制度の変更がある福祉分野などの窓口のように、直接その職員に指導や指示を行う必要があるなど委託になじまない業務もあるため、対象となる窓口業務を選定する必要があります。

■市有財産の利活用・売却

- ・これまで以上に売却に力を入れた取組を検討

【現状】

- ・茅ヶ崎市市有 財産利活用基本方針(令和2年9月策定)に基本的な考えが記載されています。
- ・「公共性が低く、市場性も低い財産」、「公共性が低く、市場性が高い財産」については、売却や貸付を検討することとしています。
- ・インターネット公有財産売却システムの活用などは図っています。
- ・戦略全体の中でも、市有財産の売却により、大きな効果額を得ることができました。(旧文化資料館売却額:4億5千万円)

【課題】

- ・市有財産の転用や活用することを前提に考えてしまい、なかなか売却に踏み切ることができないという、職員の意識の問題もあると思われます。

【追加取組】

- ・これまでの「活用」の手法のうち、特に「売却」を前提とした取組が必要になります。

■ネーミングライツの拡大

- ・広告事業と併せ、歳入の拡大を図る検討

【現状】

- ・令和3年度に初めてネーミングライツを導入しています。(茅ヶ崎中央公園)
- ・現行の導入実績は、次の表のとおりになります。

課名	施設名(愛称)	正式名称	パートナー企業	愛称使用期間	対価
公園緑地課	第一カッターさいろ公園	中央公園	第一カッター興業(株)	令和3年4月から令和8年3月まで(5年間)	120万円 (年額)
公園緑地課	ちがさき柳島キャンプ場	茅ヶ崎市柳島キャンプ場	(株)塚原緑地研究所	令和4年4月から令和9年3月まで(5年間)	50万円 (年額)
公園緑地課	はまぶー 浜須賀プール	茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール	ハヤシグループ	令和5年4月から令和10年3月まで(5年間)	60万円 (2施設合計 年額)
公園緑地課	とのばー 殿山プール	茅ヶ崎市営殿山水泳プール	ハヤシグループ	令和5年4月から令和10年3月まで(5年間)	
スポーツ推進課	TAC(タック)茅ヶ崎市屋内温水プール	茅ヶ崎市屋内温水プール	株式会社東京アスレチック	令和6年4月から令和11年3月まで(5年間)	100万円 (年額)

- ・令和6年度にはソフト事業に対するネーミングライツを導入、実施した。
(プロミュージシャンのキャスティング(10万円相当))

【課題】

- ・現状、施設もソフト事業に関するサウンディングを行っても事業者から前向きな提案がなく、ネーミングライツの新規導入に行き詰っています。
- ・社会教育施設にネーミングライツはなじまないという職員意識により、導入が進まない側面もあります。
- ・パートナーになりうる企業にとって魅力のある取組が必要と思われますが、例えばテレビの中継がないスポーツ施設などでは、その効果が薄いという現状もあります。

【追加項目】

- ・市・企業それぞれに魅力がある形でのネーミングライツ推進を検討する必要があります

【NR導入について検討している】					
課名	対象施設やイベント・講座等	検討状況・課題等			
環境保全課	茅ヶ崎駅北口公衆便所、茅ヶ崎駅南口公衆便所、香川駅前公衆便所、サザンビーチ西公衆便所	導入を検討しているが、施設柄応募企業がない。			
都市政策課	コミュニティバスえぼし号のバス停	コミュニティバスのバス停名称に、()書きで企業名称を付記し、車内アナウンスで当該企業に関する宣伝を行う。 例) 茅ヶ崎駅北(株式会社〇〇前)			
【NR導入について、検討可能な施設や事業等はあるが、検討していない。(または導入しないこととしている。)]					
課名	対象施設やイベント・講座等	導入しない理由等			
市民自治推進課	コミュニティセンター	コミュニティセンターの名称は、各地域に根付いているため、NR導入について各地域との合意形成が困難なため。			
産業観光課	勤労市民会館	指定管理者選定に合わせてNRを同時募集する予定であったが、サウンディング市場調査の結果、希望事業者がいなかったため導入していない。また、イベント・講座等については、形式的に指定管理者の実施する役務であること、及び、実質的にも就職活動支援を主とするものであり、特定の企業名称を用いることはその講座の性質上馴染まないことから、導入していない。			
文化推進課	茅ヶ崎市民文化会館	導入の可能性はあるが、導入に当たっては、市民文化会館の指定管理者に費用負担がないように配慮(指定管理者が発行する施設案内等の印刷物の表記の変更に要する費用等)する必要がある。			
スポーツ推進課	各体育施設	施設所管はしているが、当課において導入の検討はしていない。			
こども政策課	子育て支援センター	子育て支援センターという名称がすでに子育て世代に浸透しており、導入の必要性が高くないと判断している。			
環境政策課	環境フェア	過去には検討した経緯もあるが、具体的な調査や検討には至っていない。			
公園緑地課	柳島しおさい公園	指定管理者が茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団から変更になった場合に検討が開始できる。			
	茅ヶ崎公園				
建築課	市営住宅	入居者の居住施設であり、名称等が変更になると入居者の利便性が損なわれる他、他の公共施設のように不特定多数の市民がその名称を呼称する機会が限定的であることなど、NR導入には適さないため。			
警防救命課	ちがさき救急デー	導入の可能性はあるが、現時点で検討は行っていない。			
松林公民館	公民館まつり	広告主の応募が見込まれない。実行委員会の了解を得られるか分からない。地域の理解が得にくく、導入は困難と考えているが、利用者と企業が納得する条件であれば導入は可能と考える。また、公民館5館での統一した考え方が必要。建物ではなく、イベントに冠をつけるなどであれば、実行委員会などの参加者、利用者の理解が得やすいと考える。(企業とコラボしての自主事業は行っている)			
鶴嶺公民館	鶴嶺公民館	社会教育施設という特性上、地域住民、利用者の理解を得ることが困難であると考えられる。			
南湖公民館	南湖公民館	地域の合意を得ることが困難であると考えられる。			
	公民館まつり、なんごサウンドコースト等の発表の場	集客数の観点から応募が見込めないため。			
	民間企業の協力による主催事業	協力先の企業名を謳うのは自然だが、NRとして広告料を得るのは不適当である。			
香川公民館	香川公民館	地域住民や公民館利用者の理解を得ることが困難であると考えられるため。			
青少年会館	青少年会館	「茅ヶ崎市青少年会館」の名称が定着しているため。			
図書館	図書館	令和2年度の行革重点推進の取り組みの「図書館における広告事業の検討・実施」において、社会教育施設の観点から広告掲載(玄関マット)やネーミングライツは適切でないと判断している。しかしながら、NR導入に限らず、歳入の確保は全庁的な課題であるため、図書館独自の事情も踏まえながら慎重に検討を進めたい。			
博物館	ワークショップ	ワークショップ等について、ソフト事業における提案型ネーミングライツ導入の検討は可能だが、博物館の事業計画の変更により具体的な検討を進めることができていない。			

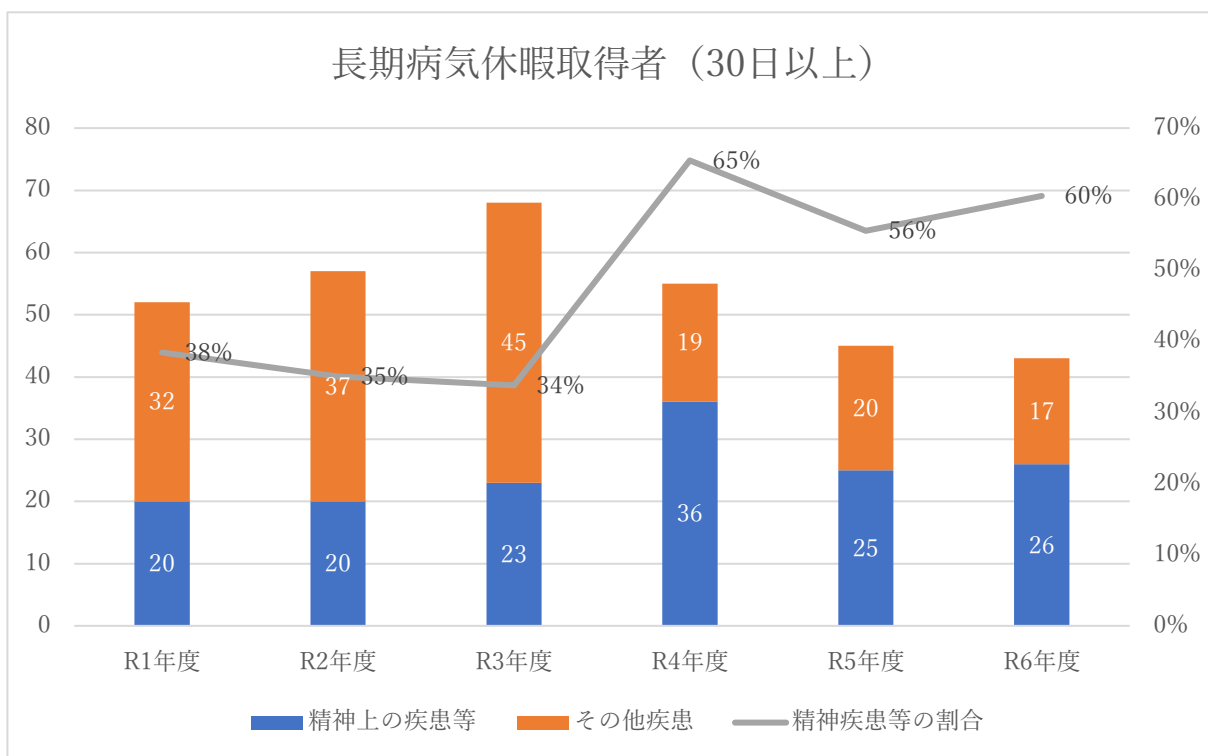
2 人財活躍推進方針

■育児休業への正規職員の活用 → 育児休業等への正規職員の活用

・育児休業だけでなく、傷病休職についても活用を検討

【現状】

・精神疾患等による傷病休職者が一定数発生しており、その人数は顕著な減少傾向がみられない状況が続いています。



【休暇や休職の制度】

（病気休暇）

職員が負傷や疾病により療養が必要で、勤務できないことがやむを得ない場合に取得できます。期間は、必要最小限の期間とされ、その期間はで90日を限度としています。

（休職）

病気休暇を取得できる期間を超えてもなお勤務ができない場合は、休職となり、その期間は休職をした日から3年を限度としています。

【現状の人的対応】

- ・病気休暇期間は、復帰する可能性が高いため、人的対応をしていません。
- ・休職期間は、必要に応じて会計年度任用職員を配置しています。
- ・休職者が退職した際に、正規職員を配置しています。

【課題】

- ・会計年度任用職員の配置については、正規職員と同等の業務を担えず、正規職員の補助的な業務となっているため、休職した職員以外の職員が担うこととなり負担となっています。
- ・会計年度任用職員は、任期に定めがあるため、業務の継続性に課題があります。
- ・茅ヶ崎市職員定数条例では、休職している職員は定数内としてカウントしているため、正規職員で補充を行う場合には、定数管理が課題となります。

【追加取組】

- ・業務の継続性を維持しつつ、更なる休職者を生じさせないために、他職員の負担軽減対応として、長期の休業となる場合には、正規職員の配置を検討します。
- ・茅ヶ崎市職員定数条例で休職している職員を定数から除外できるよう改正することを検討します。